

銚子塚古墳附丸山塚古墳及び中間地帯並びに 考古博物館緑地管理業務仕様書

この仕様書は業務の概要を示すものであるが、現地の状況に応じ軽微なものは、本書に記載されない事項であっても「甲」が美観または、管理上必要と認めた事項は契約金の範囲内で、実施するものとする。

1 草地管理（対象面積16,712㎡）

- （1）国史跡銚子塚古墳附丸山塚古墳及び中間地帯並びに考古博物館公有地内の草刈り（集草片付けを含む）を実施する。（対象面積のおよそ20%）
- （2）中間地帯敷石内の雑草の生えている部分について、薬剤除草を実施する。（対象面積のおよそ80%）

2 芝生管理

【銚子塚古墳附丸山古墳及び中間地帯】（対象面積16,770㎡）

- （1）薬剤除草は年1回とし、雑草の種類や発生の時期を見極めて効果的な薬剤を使用、除草するものとする。（チガヤ、ヨシは別途とする）
- （2）芝刈り（機械刈り）は年1回とし、指定の芝刈り機等により刈りムラのないよう刈芝するものとする。

【考古博物館】（対象面積 640㎡）

- （1）薬剤除草は年1回とし、雑草の種類や発生の時期を見極めて効果的な薬剤を使用、除草するものとする。（チガヤ、ヨシは別途とする）
- （2）芝刈り（機械刈り）は年1回とし、指定の芝刈り機等により刈りムラのないよう刈芝するものとする。

3 生垣・低木管理

【考古博物館】（対象面積 1,080㎡）

刈り込み（機械）は年1回とし、樹木の生育や樹勢を考え、適期の作業を行うものとする。

4 病虫害防除

【銚子塚古墳附丸山古墳及び中間地帯】（対象面積 700㎡）

年2回を原則として行うが、病虫害の発生や種類を確認し、确实の防除を適宜行うものとする。

【考古博物館】（対象面積1,240㎡）

年1回を原則として行うが、病虫害の発生や種類を確認し、确实の防除を適宜行うものとする。

5 高木管理

- （1）高木剪定（軽剪定幹）は年1回とし、生育や樹勢を考え、不用枝・枯れ枝等を除去し、樹形を乱さないように剪定を行う。剪定対象本数は、以下に示すものとする。

（銚子塚古墳附丸山古墳及び中間地帯、考古博物館の全体本数）

幹周り60cm超 ：52本

6 手取り抜根除草等（対象面積 1,350㎡）

- （1）考古博物館正面ピロティ及び通路について、タイルの目地や砂利内にある雑草を、根株を残さないよう丁寧に除草し、同対象範囲内の不要な苔や砂を除去する。

- (2) 考古博物館正面ピロティ及び考古博物館東堅穴式住居周辺の敷レンガについて、こすり洗い等により洗浄する。
- (3) 本作業は令和8年9月30日までに完了する。

7 その他・清掃・片づけ・運搬

- (1) 緑地内の芝刈り・除草・剪定・その他業務施工後の片付け・清掃（水路内も含む）は、即刻これを実施し、運搬・片付けを行い、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 作業に係る車両については必要最小限度とし、作業終了後はタイヤ痕等残さないよう整地するものとする。
- (3) その他管理上必要な事項については、監督員の指示により行うものとする。

仕様書

業 務 名： 銚子塚古墳附丸山塚古墳及び中間地帯並びに考古博物館緑地管理業務考古博物館緑地管理業務

業務期間： 令和8年7月1日から令和9年3月31日

業務場所： 甲府市下菅根町923番地ほか

費目	規格・仕様	数量	単位	適用
草地管理		1	式	
	草刈工(緑地)肩掛け式 カッター径255mm	3340	m ²	1回/年
	集草・積込	3340	m ²	1回/年
	除草剤散布(手力噴霧機)	13370	m ²	1回/年
芝生管理		1	式	
	芝刈り(ハンドガイド式)	17410	m ²	1回/年
	除草剤散布(動力噴霧機)	17410	m ²	1回/年
生垣・低木管理	寄植え刈込み(機械刈り)	1080	m ²	
病害虫防除	病害虫防除(低木地被)	2640	m ²	1回/年(考古) 2回/年(銚子・丸山)
高木管理		1	式	
	軽剪定(高木手入れ)落葉樹60<C<90	46	本	1回/年
	軽剪定(高木手入れ)常緑樹60<C<90	6	本	1回/年
手取り抜根除草等	抜根除草	1350	m ²	1回/年
処分費	抜根除草	6000	kg	
直接工事費		1	式	
	共通仮設費			
		1	式	
純工事費		1	式	
	現場管理費			
工事原価				
	一般管理費等			

この契約において変更が必要になった場合は、原則として県の変更後の積算額に落札率を乗じた額を変更契約額とする

- ◆受注者は、契約期間満了後、借入物品を撤去・搬出し、その結果を山梨県に「撤去報告書」として提出すること。
- ◆受注者は、撤去・搬出作業の作業日時(期間)、作業方法等について、事前に山梨県の承認を得ること。
- ◆受注者は、借入物品の搬出に当たっては、運搬時の紛失、盗難等の防止対策を講ずること。
- ◆受注者は、借入物品の搬出後、借入物品に搭載されているハードディスク等の記録装置のデータ消去を行うこと。
- ◆データ消去方法は、物理破壊又は論理破壊、あるいは2つの破壊方法を併用することにより、ハードディスクなどの記録装置の情報復元ができない状態とするものであること。
- ◆受注者は、データ消去作業を受注者以外が実施する場合には、業務体制図を作成の上、事前に山梨県に提出すること。
- ◆受注者は、データ消去作業の作業日時(期間)、作業方法等について、事前に山梨県の承認を得ること。また、山梨県が、データ消去作業の立会を求めた場合には、対応すること。
- ◆受注者は、データ消去作業結果について、データ消去作業を自ら実施する場合は、受注者が作成する「データ消去証明書」を山梨県に提出すること。受注者以外が実施する場合は、作業を実施する事業者が作成する「データ消去証明書」を添付して、山梨県に「データ消去作業完了報告書」として提出すること。
- ◆この契約において契約額の変更が必要となった場合は、原則として、県の変更後の積算額に落札率を乗じた額を変更契約額とするものとする。